令和5年度全国労働衛生週間
実施要綱説明会

新居浜地域産業保健センター からのご案内

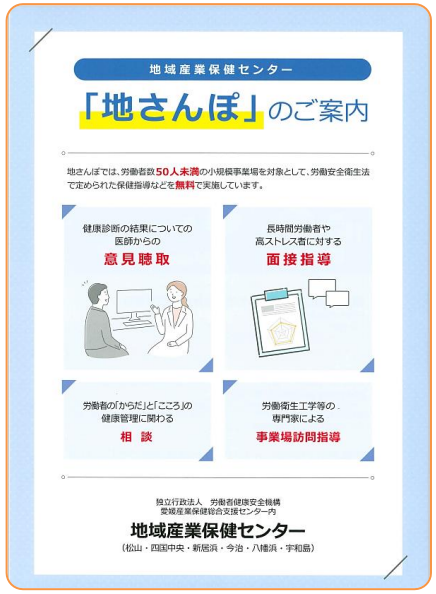

（独）労働者健康安全機構
愛媛産業保健総合支援センター
新居浜地域産業保健センター

コーディネーター　島田　恵吾

新居浜地域産業保健センターのご紹介

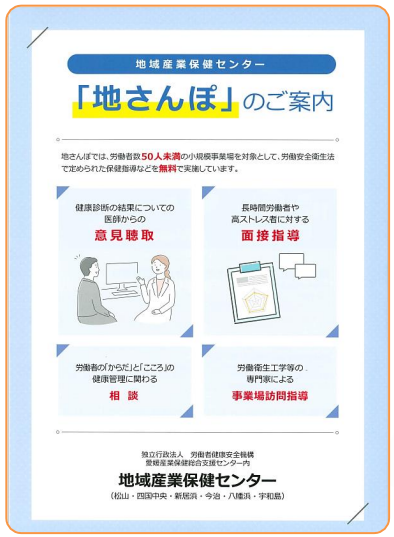

愛媛産業保健総合支援センター

新居浜地域産業保健センター
（新居浜市・西条市 地域窓口）

提供するサービスはすべて**無料**です。

地域産業保健センターの事業内容

- 労働者の健康管理に係る **相談・指導**
- 健康診断の結果についての **医師からの意見聴取**
- 長時間労働者・高ストレス者への **面接指導**
- 医師・保健師・専門家の個別訪問による **産業保健指導**

パンフレットをご参照ください

パンフレット P.1

パンフレット P.2

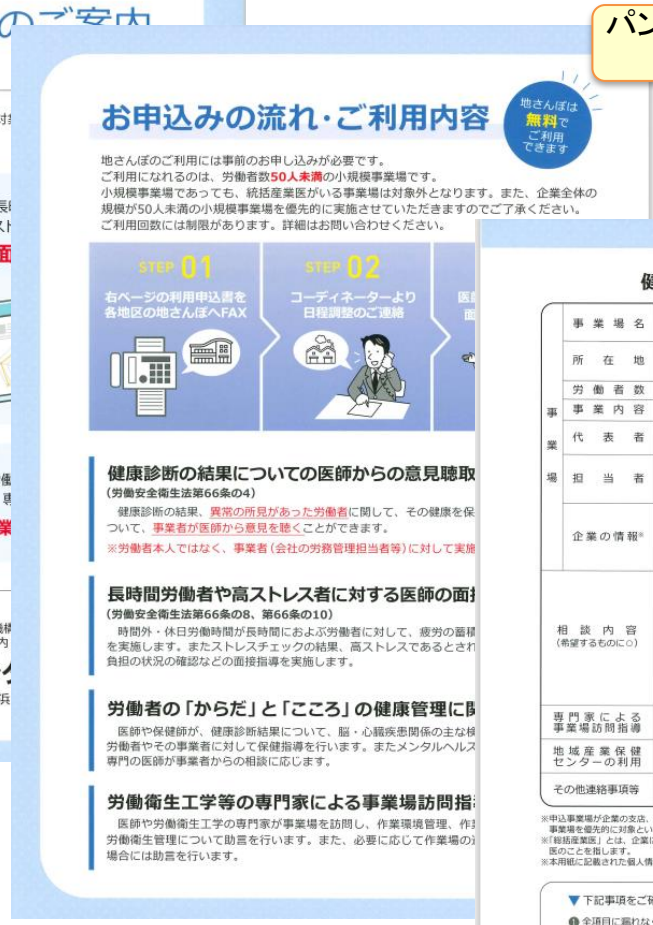

パンフレット P.3

パンフレット P.4

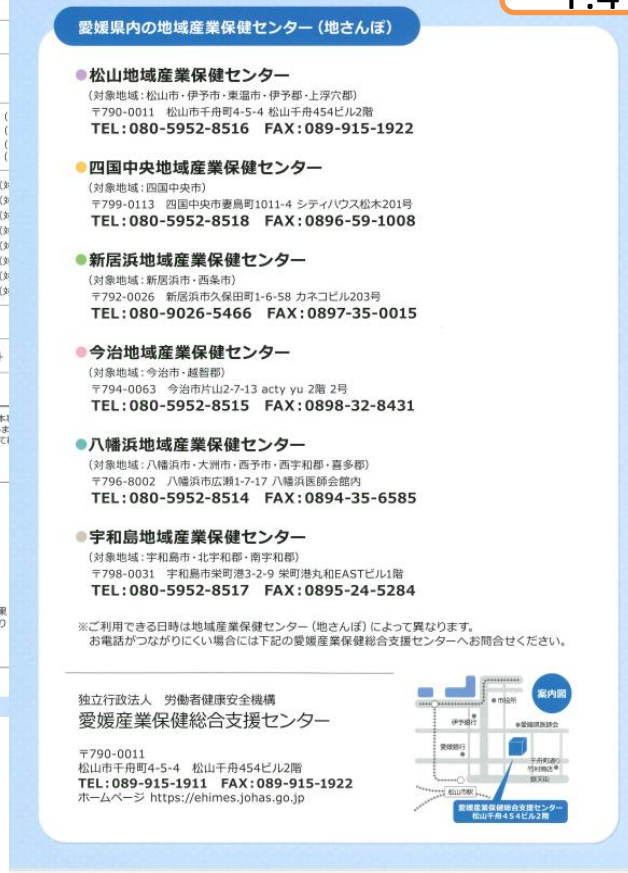

パンフレット
P.1

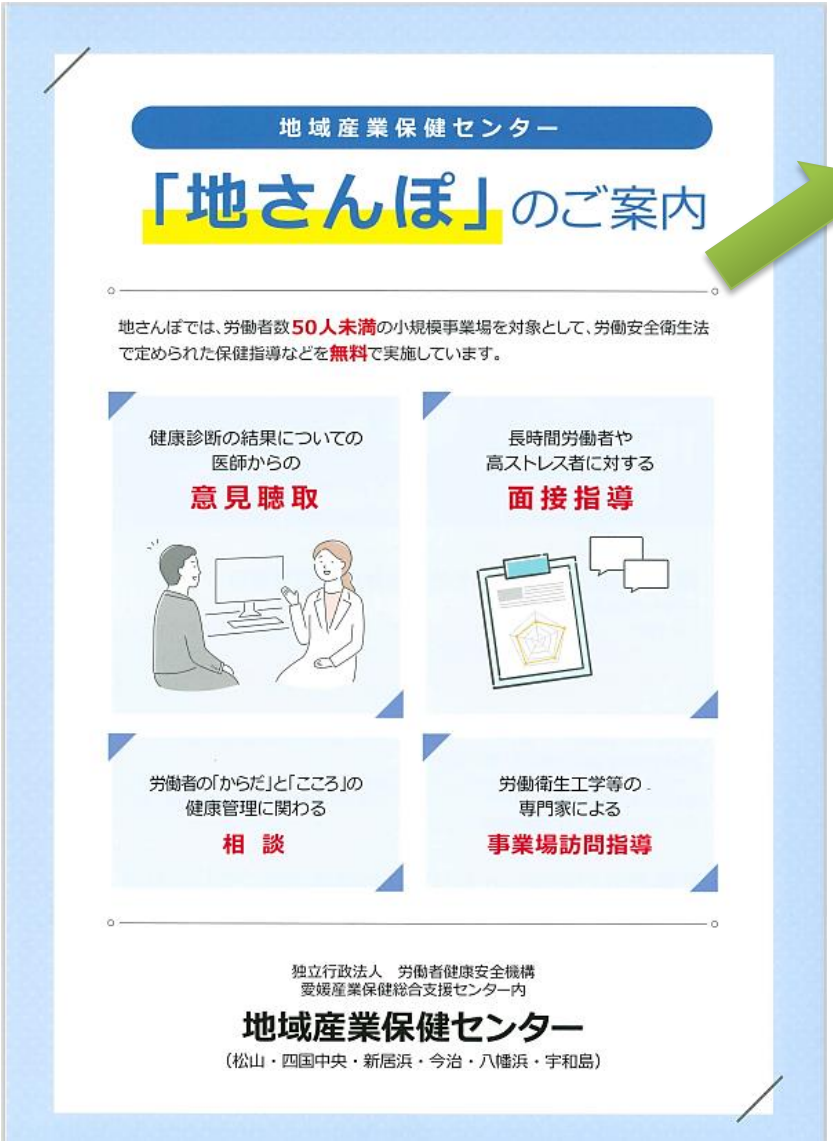

「地さんぽ」のご案内

概ね労働基準監督署管轄区域ごとに設置しています。

地さんぽでは、労働者数**50人未満**の小規模事業場を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などを**無料**で実施しています。

産業保健活動の依頼
（各種情報の提供）

地域産業保健センター
（産業医がいない従業員50人未満の事業所をサポート）

事業者
労働者への
安全・健康の配慮

産業保健サービス
・健康相談
・面接指導　ほか

労働者

健康診断の実施とその後の手順等

健康診断の実施

一般健康診断等
（法第 66 条第 1 項～第 4 項）

自発的健康診断
（法第 66 条の 2）

法第 66 条第 5 項ただし書きの規定による健康診断

医師等による診断区分の決定

診断区分（一例）		
異常なし	要観察	要医療

健康診断結果の通知（法第 66 条の 6）

労働者自らが自主的に健康管理に取り組めるよう、労働者に健康診断結果を通知しなければならない。

一定の健診項目に異常の所見があると診断された労働者が受診

二次健康診断※3

（労働者には、二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当。）

※3　労働者災害補償保険法第 26 条第 2 項第 1 号の規定に基づく二次健康診断

異常の所見があると診断された場合

健康診断の結果についての医師等からの意見聴取※2（法第 66 条の 4）

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	―
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

保健指導（法第 66 条の 7）

一般健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。

健康診断実施後の措置（法第 66 条の 5）

- ○　医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる。
- ○　作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備
- ○　医師等の意見の衛生委員会等への報告　等

パンフレット
P.2

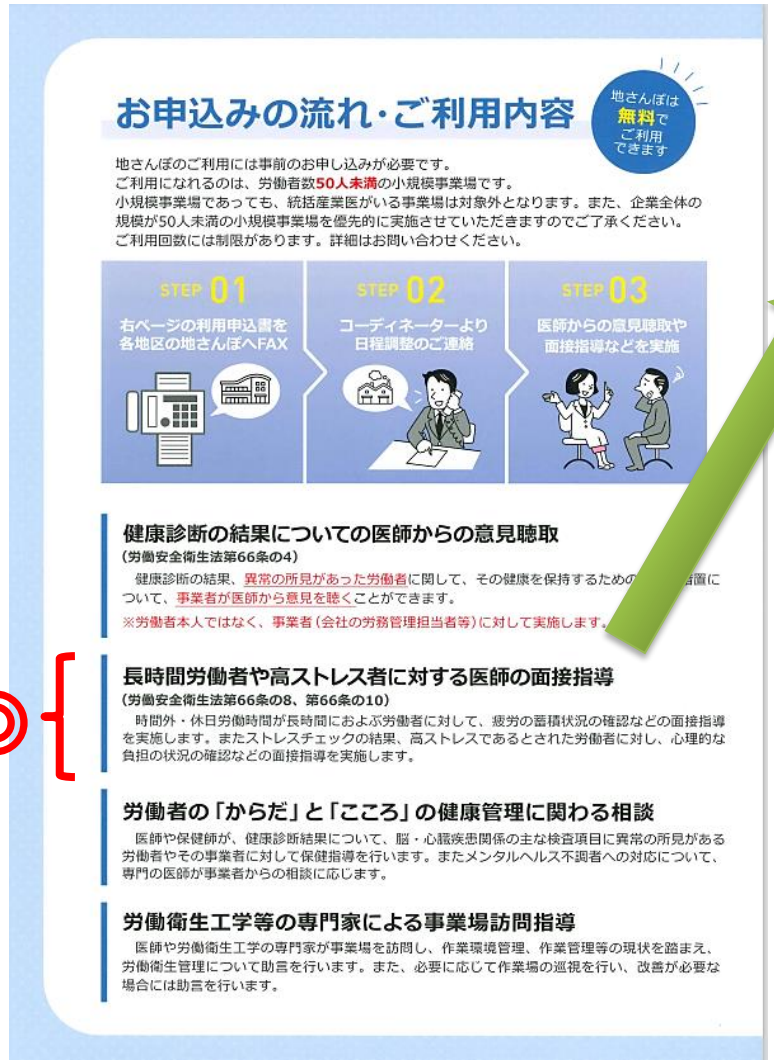

お申込みの流れ・ご利用内容

地さんぽは無料でご利用できます

地さんぽのご利用には事前のお申し込みが必要です。
ご利用になれるのは、労働者数50人未満の小規模事業場です。
小規模事業場であっても、統括産業医がいる事業場は対象外となります。また、企業全体の規模が50人未満の小規模事業場を優先的に実施させていただきますのでご了承ください。
ご利用回数には制限があります。詳細はお問い合わせください。

STEP 01 右ページの利用申込書を各地区の地さんぽへFAX

STEP 02 コーディネーターより日程調整のご連絡

STEP 03 医師からの意見聴取や面接指導などを実施

健康診断の結果についての医師からの意見聴取
（労働安全衛生法第66条の4）

健康診断の結果、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するための措置について、事業者が医師から意見を聴くことができます。

※労働者本人ではなく、事業者（会社の労務管理担当者等）に対して実施します。

長時間労働者や高ストレス者に対する医師の面接指導
（労働安全衛生法第66条の8、第66条の10）

時間外・休日労働時間が長時間におよぶ労働者に対して、疲労の蓄積状況の確認などの面接指導を実施します。またストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、心理的な負担の状況の確認などの面接指導を実施します。

労働者の「からだ」と「こころ」の健康管理に関わる相談

医師や保健師が、健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見がある労働者やその事業者に対して保健指導を行います。またメンタルヘルス不調者への対応について、専門の医師が事業者からの相談に応じます。

労働衛生工学等の専門家による事業場訪問指導

医師や労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理等の現状を踏まえ、労働衛生管理について助言を行います。また、必要に応じて作業場の巡視を行い、改善が必要な場合には助言を行います。

長時間労働者に対する面接指導（労働安全衛生法第66条の8）

時間外・休日労働時間が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を実施します。労働者を使用する事業者は、医師からの報告書・意見書により、就業上の措置について意見を聴くことができます。

高ストレス者に対する面接指導（労働安全衛生法第66条の10）

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、心理的な負担の状況の確認など医師による面接指導を実施します。労働者を使用する事業者は、医師からの報告書・意見書により、就業上の措置について意見を聴くことができます。

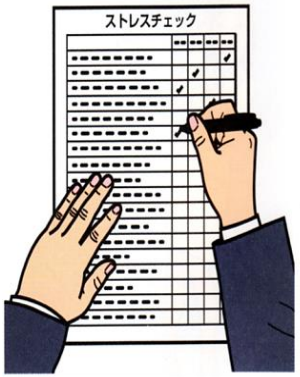

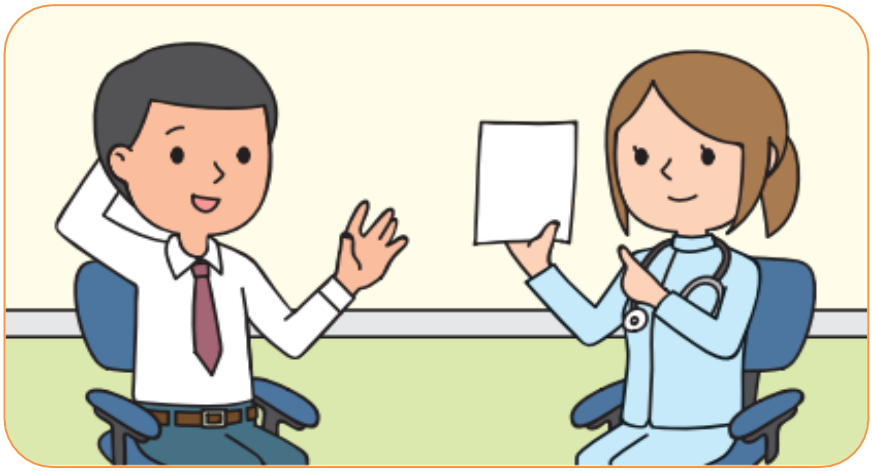

パンフレット
P.2

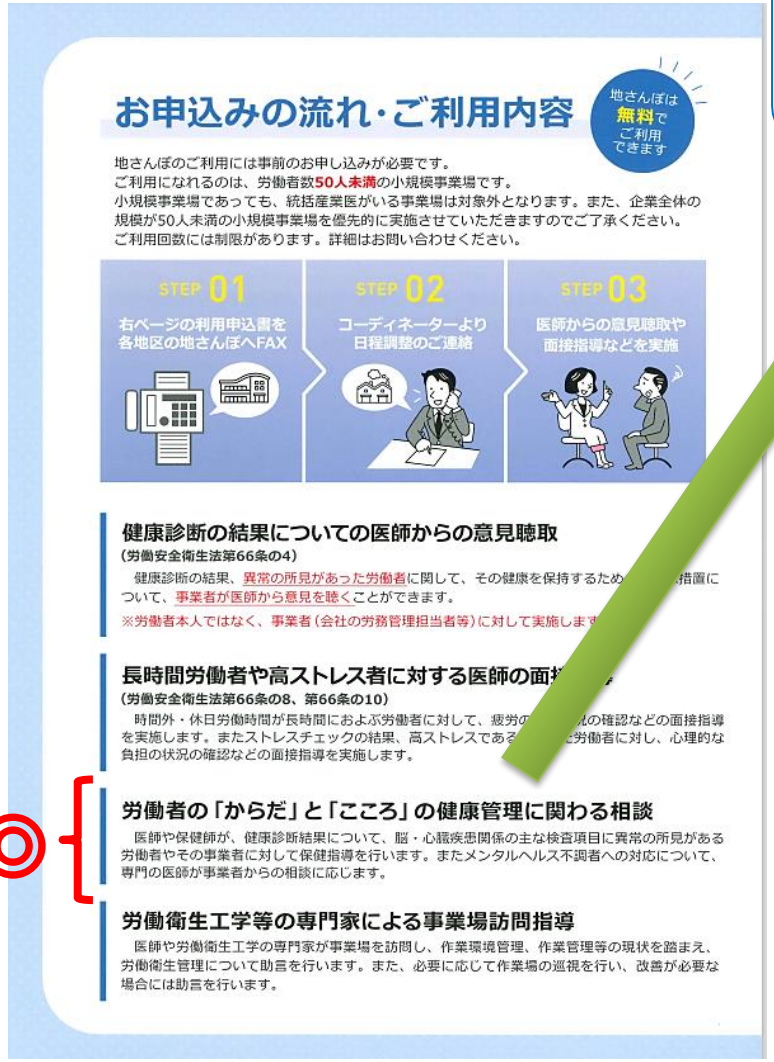

お申込みの流れ・ご利用内容

地さんぽは無料でご利用できます

地さんぽのご利用には事前のお申し込みが必要です。
ご利用になれるのは、労働者数**50人未満**の小規模事業場です。
小規模事業場であっても、統括産業医がいる事業場は対象外となります。また、企業全体の規模が50人未満の小規模事業場を優先的に実施させていただきますのでご了承ください。
ご利用回数には制限があります。詳細はお問い合わせください。

STEP 01 右ページの利用申込書を各地区の地さんぽへFAX

STEP 02 コーディネーターより日程調整のご連絡

STEP 03 医師からの意見聴取や面接指導などを実施

健康診断の結果についての医師からの意見聴取
（労働安全衛生法第66条の4）

健康診断の結果、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するため[illegible]措置について、事業者が医師から意見を聴くことができます。

※労働者本人ではなく、事業者（会社の労務管理担当者等）に対して実施します

長時間労働者や高ストレス者に対する医師の面[illegible]
（労働安全衛生法第66条の8、第66条の10）

時間外・休日労働時間が長時間におよぶ労働者に対して、疲労の[illegible]況の確認などの面接指導を実施します。またストレスチェックの結果、高ストレスである[illegible]労働者に対し、心理的な負担の状況の確認などの面接指導を実施します。

労働者の「からだ」と「こころ」の健康管理に関わる相談

医師や保健師が、健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見がある労働者やその事業者に対して保健指導を行います。またメンタルヘルス不調者への対応について、専門の医師が事業者からの相談に応じます。

労働衛生工学等の専門家による事業場訪問指導

医師や労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理等の現状を踏まえ、労働衛生管理について助言を行います。また、必要に応じて作業場の巡視を行い、改善が必要な場合には助言を行います。

労働者の「からだ」と「こころ」の健康管理に関わる相談

医師や保健師が、健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見がある労働者やその事業者に対して保健指導を行います。またメンタルヘルス不調者への対応について、専門の医師が事業者からの相談に応じます。

事業主様からのご要望

保健師がサポートいたします

パンフレット
P.2

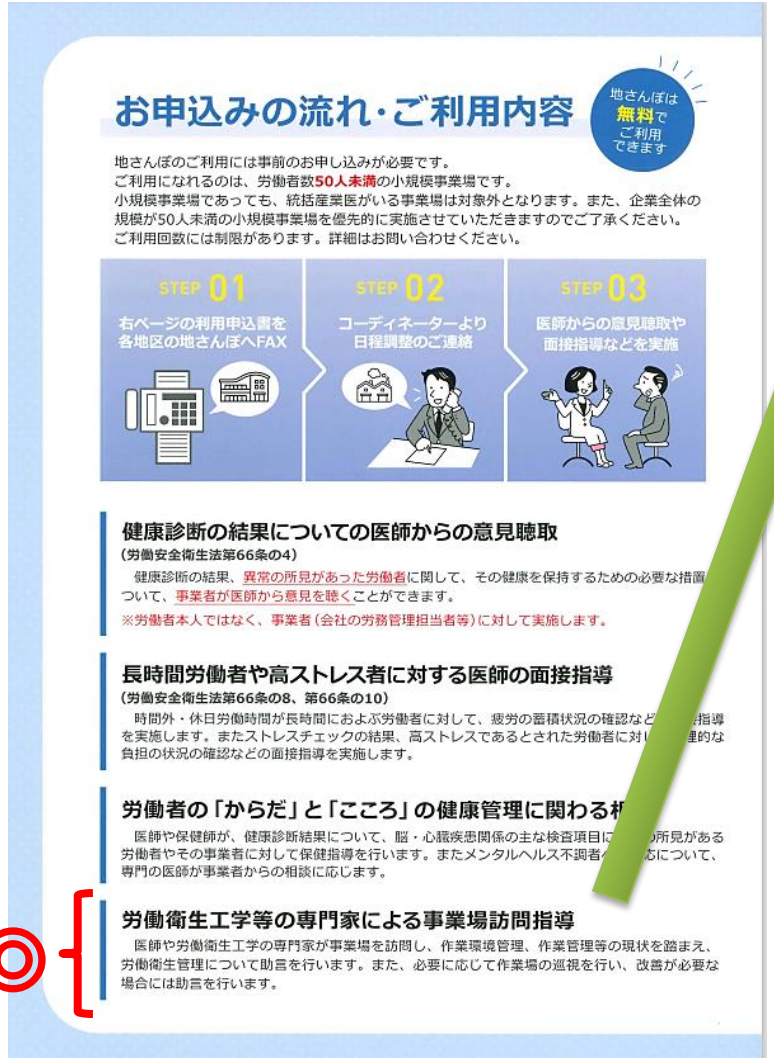

お申込みの流れ・ご利用内容

地さんぽは無料でご利用できます

地さんぽのご利用には事前のお申し込みが必要です。
ご利用になれるのは、労働者数**50人未満**の小規模事業場です。
小規模事業場であっても、統括産業医がいる事業場は対象外となります。また、企業全体の規模が50人未満の小規模事業場を優先的に実施させていただきますのでご了承ください。
ご利用回数には制限があります。詳細はお問い合わせください。

STEP 01 右ページの利用申込書を各地区の地さんぽへFAX

STEP 02 コーディネーターより日程調整のご連絡

STEP 03 医師からの意見聴取や面接指導などを実施

健康診断の結果についての医師からの意見聴取
（労働安全衛生法第66条の4）

健康診断の結果、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するための必要な措置について、事業者が医師から意見を聴くことができます。

※労働者本人ではなく、事業者（会社の労務管理担当者等）に対して実施します。

長時間労働者や高ストレス者に対する医師の面接指導
（労働安全衛生法第66条の8、第66条の10）

時間外・休日労働時間が長時間におよぶ労働者に対して、疲労の蓄積状況の確認など[illegible]指導を実施します。またストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し[illegible]理的な負担の状況の確認などの面接指導を実施します。

労働者の「からだ」と「こころ」の健康管理に関わる[illegible]

医師や保健師が、健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に[illegible]の所見がある労働者やその事業者に対して保健指導を行います。またメンタルヘルス不調者[illegible]応について、専門の医師が事業者からの相談に応じます。

労働衛生工学等の専門家による事業場訪問指導

医師や労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理等の現状を踏まえ、労働衛生管理について助言を行います。また、必要に応じて作業場の巡視を行い、改善が必要な場合には助言を行います。

労働衛生工学等の専門家による事業場訪問指導

医師や労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理等の現状を踏まえ、労働衛生管理について助言を行います。また、必要に応じて作業場の巡視を行い、改善が必要な場合には助言を行います。

パンフレット
P.2

お申込みの流れ・ご利用内容

地さんぽは**無料**でご利用できます

地さんぽのご利用には事前のお申し込みが必要です。
ご利用になれるのは、労働者数**50人未満**の小規模事業場です。
小規模事業場であっても、統括産業医がいる事業場は対象外となります。また、企業全体の規模が50人未満の小規模事業場を優先的に実施させていただきますのでご了承ください。
ご利用回数には制限があります。詳細はお問い合わせください。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取
（労働安全衛生法第66条の4）

健康診断の結果、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するための必要な措置について、事業者が医師から意見を聴くことができます。

※労働者本人ではなく、事業者（会社の労務管理担当者等）に対して実施します。

長時間労働者や高ストレス者に対する医師の面接指導
（労働安全衛生法第66条の8、第66条の10）

時間外・休日労働時間が長時間におよぶ労働者に対して、疲労の蓄積状況の確認などの面接指導を実施します。またストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、心理的な負担の状況の確認などの面接指導を実施します。

労働者の「からだ」と「こころ」の健康管理に関わる相談

医師や保健師が、健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見がある労働者やその事業者に対して保健指導を行います。またメンタルヘルス不調者への対応について、専門の医師が事業者からの相談に応じます。

労働衛生工学等の専門家による事業場訪問指導

医師や労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理等の現状を踏まえ、労働衛生管理について助言を行います。また、必要に応じて作業場の巡視を行い、改善が必要な場合には助言を行います。

パンフレット
P.3

健康相談・面接指導　利用申込書

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	（男：　　人）（女：　　人）（計：　　人）
	事業内容	
	代表者	職名： 氏名：
	担当者	職名： 氏名： 電話：　　FAX：
	企業の情報※	企業名（　　）　本社の有無（有・無） 労働者数（　　人） 産業医数（　　人） うち　総括産業医（有・無）
相談内容（希望するものに○）		1　健康相談（脳・心臓疾患リスク者保健指導）（対象者　　名） 2　健康相談（メンタルヘルス不調者相談・指導）（対象者　　名） 3　健康相談（ストレスチェック相談・指導）（対象者　　名） 4　健康相談（その他）（対象者　　名） 5　健康診断の結果についての医師の意見聴取（対象者　　名） 6　長時間労働者に対する面接指導（対象者　　名） 7　高ストレス者に対する面接指導（対象者　　名） 8　その他（　　）（対象者　　名）
専門家による事業場訪問指導		1　希望する　　2　希望しない
地域産業保健センターの利用		□ 新規（直近２年間利用無）　□ それ以外
その他連絡事項等		

※申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。
※「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
※本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

▼下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

	【チェック欄】はい	いいえ
❶ 全項目に漏れなく記入しています。	□	□
❷ 事業場は50人未満です。	□	□
❸ 当社に総括産業医は居ません。	□	□
❹ 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。	□	□
❺ 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	□	□
❻ 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」	□	□
❼ 上記に相違ありません。	□	□

恵吾

みんな元気で みんなが 家族も含めて
職場は愉快に 人間関係を良くして
仕事は楽しく 創意工夫をこらして仕事に集中する
いきいき職場 人を大切にするノウハウを持つ

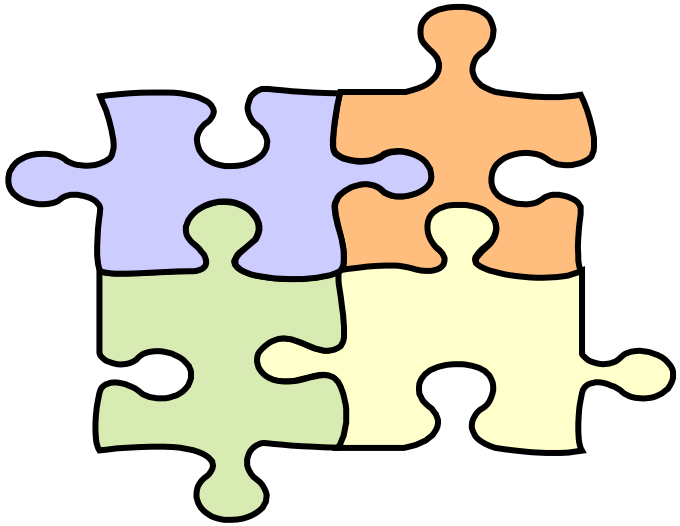

独立行政法人労働者健康安全機構
愛媛産業保健総合支援センター
新居浜地域産業保健センター